

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

## 令和7年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 40,000	千円 Δ40,000	千円 0
1 繰越金		33,333	Δ33,333	0
	1 繰越金	33,333	Δ33,333	0
2 諸収入		6,667	Δ6,667	0
	1 貸付金元利収入	6,667	Δ6,667	0
(業務勘定)		951	Δ780	171
1 繰入金		948	Δ780	168
	1 一般会計繰入金	948	Δ780	168
歳入	合計	40,951	Δ40,780	171

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 40,000	千円 Δ40,000	千円 0
1 農林水産業費		40,000	Δ40,000	0
	1 林 業 費	40,000	Δ40,000	0
(業務勘定)		951	Δ780	171
1 農林水産業費		951	Δ780	171
	1 林 業 費	951	Δ780	171
歳 出	合 計	40,951	Δ40,780	171